皇室事項

御祝電及び御答電

天皇誕生日に際し、次の各国元首等から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

マレーシア国王陛下
ベラルーシ国大統領閣下
カメルーン国大統領閣下
カーボヴェルデ国大統領閣下
アルメニア国大統領閣下
エストニア国大統領閣下
ルーマニア国大統領閣下
アラブ首長国連邦大統領ハリーファ殿下

新年に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

クウェート国首長殿下
アラブ首長国連邦大統領ハリーファ殿下
モルディブ国大統領閣下
中央アフリカ国大統領閣下

（以上平成二十九年四月十七日掲載追加分）

信任状捧呈式

四月十四日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在エクアドル国特命全権大使ハイメ・アウグスト・バルベリス・マルティネスの信任状捧呈式を行われた。

四月十四日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在モルディブ国特命全権大使モハメド・フセイン・シャリーフの信任状捧呈式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月十三日午後六時三分御出門、一般社団法人日米協会創立百周年記念式典及びレセプションに御臨席のため、帝国ホテル東京（千代田区）へ行幸啓、同七時五十一分還幸啓になった。

御答信

天皇陛下から二月十四日セルビア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、三月二十二日御答信があった。

天皇陛下から二月二十四日ドミニカ共和国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、三月二十三日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十九年四月十九日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十九年五月二十三日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　　名　小澤　裕
　生年月日　昭和五十七年九月二十日生
　旅券申請上　東京都新宿区
　の住所
二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＫ六一四七七二六
　発行年月日　平成二十四年一月二十日
　旅券名義人　小澤　裕
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十九年二月二十一日、東京簡易裁判所から、詐欺等の事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十九年四月三日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

資料

財務省

平成29年2月中国際収支状況（速報）

（単位：億円、％）

項目	2月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	10,130	−10,892	5,665
（対前年同月比）	78.8	75.9	−）
貿易収支	10,768	−8,534	4,036
（対前年同月比）	166.8	97.5	−）
輸出	63,339	55,173	56,454
（対前年同月比）	12.2	2.9	−6.0）
輸入	52,570	63,707	52,419
（対前年同月比）	0.3	9.9	−14.6）
サービス収支	−639	−2,357	1,630
（対前年同月比）	−）	25.9	−）
第一次所得収支	19,751	12,655	20,126
（対前年同月比）	−1.9）	−4.8）	7.2）
第二次所得収支	−1,745	−1,108	−1,988
（対前年同月比）	−12.2）	−16.5）	18.5）
経常収支	28,136	655	23,803
（対前年同月比）	18.2）	−88.7）	62.7）
資本移転等収支	−119	−235	−146
直接投資	21,355	11,110	13,158
証券投資	−28,642	−47,137	95,512
金融派生商品	3,758	5,916	−9,263
その他投資	16,762	3,775	−70,004
外貨準備	4,519	10,986	1,053
金融収支	17,752	−15,351	30,456
誤差脱漏	−10,265	−15,771	6,799

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産−負債）の増加、−は同減少を示す。

平成28年10～12月中国際収支状況（第2次速報）

（単位：億円、％）

項目	10月	11月	12月	10～12月
貿易・サービス収支	2,390	4,035	5,201	11,626
（対前年同月（期）比）	（−）	（−）	（−）	（−）
貿易収支	5,659	3,400	8,087	17,146
（対前年同月（期）比）	（212.6）	（−）	（400.5）	（11,139.3）
輸出	57,490	59,418	66,815	183,723
（対前年同月（期）比）	（−9.4）	（−0.0）	（6.7）	（−1.0）
輸入	51,831	56,017	58,728	166,577
（対前年同月（期）比）	（−15.9）	（−10.7）	（−3.7）	（−10.1）
サービス収支	−3,269	635	−2,886	−5,520
（対前年同月（期）比）	（−17.7）	（431.2）	（15.2）	（−13.2）